

議案第96号

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例について

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月4日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例（平成24年山陽小野田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「法第5条第16項に規定する特定相談支援事業」を「法第5条第18項に規定する相談支援」に、「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

第5条第2号中「計画相談支援サービス」を「地域相談支援サービス、計画相談支援サービス」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第96号参考資料

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (業務) | (業務) |
| 第3条 (略) | 第3条 (略) |
| 2 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園（以下「のぞみ園」という。）は、次に掲げる業務を行う。 | 2 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園（以下「のぞみ園」という。）は、次に掲げる業務を行う。 |
| (1) (略) | (1) (略) |
| (2) <u>法第5条第18項に規定する相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</u> | (2) <u>法第5条第16項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</u> |
| (3) (略) | (3) (略) |
| (利用者) | (利用者) |
| 第5条 まつば園及びのぞみ園を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならない。 | 第5条 まつば園及びのぞみ園を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならない。 |
| (1) (略) | (1) (略) |
| (2) 第3条第2項第2号の業務により提供される <u>地域相談支援サービス、計画相談支援サービス及び障害児相談支援サービス</u> 提供に係る契約を交わしていること。 | (2) 第3条第2項第2号の業務により提供される <u>計画相談支援サービス及び障害児相談支援サービス</u> 提供に係る契約を交わしていること。 |
| (3)・(4) (略) | (3)・(4) (略) |